

香港の食糧需給と米穀管理

——その経済成長への寄与——

しま くら だみ お
嶋 倉 民 生

はじめに

香港は食糧供給の大部分を国外に依拠しながら、めざましい経済成長を続けてきた。1960年代前半には、経済成長率も実質10%を越え、香港は従来のたんなる仲継貿易港から、独自の産品を輸出する自由港へと変貌した^(注1)。

軽工業を中心とするこのめざましい香港経済の発展は、豊富、低廉、良質な労働力とその基礎となっていたことは周知の事実であろう。そしてこのような豊富、低廉な労働力の再生産には、それにみあう豊富、低廉な食糧供給があったはずである。

ところが香港には農業はないといっても過言ではない。自国内に農業を持たず、生活必需品のなかでも最も重要な食糧を大部分国外に依拠しながら、不安定な国際政治情勢のなかで、香港はめざましい経済発展を続けてきている。香港はこの点で世界的にも珍しい事例といえるであろう。

世界各国はその農業問題の解決に手をやいている。資本主義国の多くは、余剰傾向に悩み、農民がこれ以上食糧を増産せぬことを当局は期待すらしている。社会主義国のなかには、集約度の高い高級蔬菜などを中心とする食糧供給に潤沢さを欠き、庶民の大きな不満を招いている。さらに低開発諸国のなかには、食糧問題というよりも飢餓問題が存在し、ときには数十万、数百万の餓死者を出している始末である。

このように世界各国が、農業問題、食糧問題に悩み、あるいは価格支持のために、あるいはまた所得補償のために莫大な財政負担を余儀なくされている一方、激動する政治情勢のなかで、国家安全保障の観点で脱却しきれず、生産性にかかわりなく、一定の食糧自給を維持すべく、食糧増産と農業維持に莫大な国家投資を惜しまぬ国もまたある。

わが国においても、米穀の供給過剰は、ついに食糧管理制度を、その莫大な財政負担のゆえに崩壊の危機に迫り込み、生産者米価の据置きという重大決定を余儀なくされ、政治問題として深刻化の傾向にある。

世界各国のこのような食糧問題をめぐる深刻な悩みをよそに、いわば農業のない香港は、国外から大部分の食糧を調達することによって、めざましい経済発展を続けている。香港には、農業問題も、農業をめぐる莫大な財政負担の悩みもないかのようである。

このような香港の食糧需給の実態とその成立の条件を明らかにすることは、食糧問題に悩むあらゆる国にとって興味深いことであるし、食糧管理制度問題に悩む日本にとっても興味深いことであろう。

(注1) 外務省経済局編『香港』(国際問題研究所、1969年)。

I 香港の食糧需給

1. 香港の農業

さきに香港にはいわば農業はないと述べた。しかし香港を知る者ならば、あの新界地区の農村風景を思い出すであろう。そこで、この節では、供給側面のうち国内供給を担当する香港の農業について概観しよう。

「香港」とわれわれの呼ぶところは、香港島と九竜半島にわかれ、九竜半島はその先端部分の九竜とその背後の新界にわかれている。この三つの部分の総面積は1018平方キロで、香川県総面積の半分でいどである。

香港島はわずか74.4平方キロで淡路島の7分の1にすぎず、また半島の先端部分九竜は9.6平方キロにすぎない。この、総面積の8%余にすぎない香港島と九竜が阿片戦争で英国が取得した領土であり、ここに全人口約390万のうち4割強が住んでいる。

香港の農業地区は新界にある。新界は英国個有の領土ではない。新界は面積934平方キロで235の島々を含んでいるが、ほとんどの島に水がなく不毛の山地である。新界は28年後の1997年6月30日に期限の切れる租借地である。しかしこの新界と九竜の境界にまたがり、しかも大部分が租借地部分であるところに人口の4割強が近年密集して住み、人々はこれを新九竜と呼んでいる。

香港の農業地区である本来の新界は、中国広東省境界を流れる深圳河までのひらけた山野であり、全人口の18%をそこに収容しているにすぎない。ここは過密の程度の高い香港島や九竜に住む者にとって、まさに田園と呼びうる部分となっている。

農耕地面積は約1万8000ヘクタールで、これは岡山県耕地面積の10分の1にすぎない。地目構成は、水田52%、蔬菜32%、畑作物10%、果樹5%、その他となっている。

この耕地で働いている農民の数は、フル・タイムの者 2 万 7970 名、パート・タイムの者 4 万 2000 名、合わせて 6 万 9970 名で、経済活動人口に占める第 1 次産業就業者の割合は約 6 % である。この比率は米国のそれに相当するものである。

香港の農業生産額の構成は、農作物 42 %、畜産物 56 %、果実 2 % であり、畜産のウエイトが高い。畜産のうちでは鶏・あひらが 48 % を占め、豚肉が 24 %、牛乳 12 %、卵 11 % である。香港にも約 2 万 5000 頭の豚、約 3000 頭の牛がいる。これらはみな 1968 年の白書に基づく数値である。

ところで香港の農業総生産額であるが、これは 1968 年 2 億 4500 万香港ドルで、日本農業総生産額の 1000 分の 5 に満たないものである。香港に国民所得統計はないが、ある推計によると(註 1) 1967 年の香港の GNP は約 130 億香港ドルであるという。とすると年次のずれに問題はあるが、国民総生産に対する農業総生産の構成比は約 1.9 % 弱である。米国のそれは 2.6 % である。

以上香港農業の供給構造を概観したのであるが、結果として香港農業の食糧供給能力はどの程度のものだろうか。主要農産物および食用農産物の国内供給率、すなわち自給率は第 1 表に示すとおりである。

第 1 表 主要農産物の自給率 (%)

香 港		日 本	
食用農産物	7.7	食用農産物	80.0
米	5.0	米	95.0
果実および野菜	12.7	果 実	93.0
畜 産 物	13.7	肉 類	88.0
		卵	100.0
		牛乳乳製品	80.0

(出所) 日本は『昭和 42 年度農業白書付属統計書』。
香港は *Annual Supplement to Hong Kong Trade Statistics* より作成。

(注) (1) 香港は 1968 年、日本は 1966 年の数値。

(2) 食用農産物の自給率 = (国内食用農産物産出額 - 飼料輸入額) × 100 / (国内食用農産物 + 食用農産物輸入額 - 飼料輸入額)

(3) 品目別の自給率 = 国内生産量 × 100 / (国内生産量 + 純輸入量)

香港の食用農産物の自給率は 7.7 % にすぎない。米はさらに低く 5 % にすぎない。逆にいえば、食糧の 92 % 余は国外に依存せねばならず、米は消費量の 95 % を輸入せねばならない。これが香港農業の実態であり、香港農業の実力である。果実・野菜も畜産物もやはり 9 割ちかくを国外に依拠している。香港にはいわば農業はないといっても過言ではないであろう。

第 1 表には参考までに日本の食糧自給率をも示した。日本は莫大な濃厚飼料などの輸入に依存する畜産をかかえているとはいえ、食用農産物の自給率 80 % が示すように、この飼料部分を控除して考えても 8 割以上の食糧自給率を維持しているわけである。ある統計による(註 2)とアメリカの 1965 年の麦類自給率は 187 %、米 265 %、肉類 100 %、豆類 93 % という数値がある。イギリスですら小麦 48 %、穀類 70 %、イモ類 101 %、肉類 64 % という自給率を持っている。香港の食糧自給率は国際的にみても極端に低いといえるであろう。

香港の農業は前述してきたように、就業者の割合でアメリカと同じであるにもかかわらず、みずから必要とする食糧の 1 割をも自給できない。一方のアメリカはその自給率が示すように、世界に対する一大穀倉たりうる能力を持っている。というのは米国はこの自給率ですら、生産抑制政策下の数値だからである。このことは香港農業のおそろべき低生産性を示している。

香港農業の低生産性は、水に恵まれないという自然条件と零細性、そしてそれに規定された原始的とすらいえる農法の結果である。香港の稲作は、極端な豊作と凶作をくり返している。たとえば 1960 年と 1964 年は、ほぼ同一作付面積であるにもかかわらず、1964 年には 60 年の半分の収穫量となっている。1966 ~ 68 年の 3 カ年平均値を平年作とみなしても、その収量は反当たり約 225 キログラムで、日本稲作平均水準の 2 分の 1 程度の生産性である(註 3)。この生産の不安定性と低位性は灌漑、土地改良の立ち遅れによるものである。

また香港農業は、過去 10 年以上にわたる香港経済の高度な成長のなかで、あたかも日本の農村と同様の環境下におかれた。それは若年良質労働力の農業忌避であり、農業労働力の老齢化である。人口密集地区ではサービス業、軽工業に農業より良い就業の場が生まれ、それが一貫して拡大してきた。古くから耕作権をもつ者がその耕地を荒らし作り化しゆく一方、大陸から流入した難民がその耕地で働きうる法的、制度的助成は行なわれなかった。

香港の稲作面積は 1959 から 68 年までの 10 年間に約 29 % 減少した。この前年 67 年まででみるなら 44 % の減少であったが、67 年の米価上昇で若干の作付増があった。しかし減少傾向はおおむねない。

香港政庁「漁農処」(農林省)における「農業組」の組織は、農業発展普及部、作物防疫部、家畜防疫部の 3 部がその中心となっているが、仕事の重点は協同化、融

資という面よりも、食糧需給の国外依存の高さを反映してむしろ防疫にあるようである。

香港市場に出回る地場ものの柑橘類を口にするなら、そのタネの多さにあきれ、品種改良などということの行なわれたことの少ないことを知るであろうし、新界産の蔬菜はまさに家庭菜園的であり、出荷銘柄も存在せず零細菜園のものであることがすぐわかるであろう。

以上香港の農業について総括するなら、それは原始的ともいえる低生産性農業である。したがってそこには相対的に多い農業就業人口を包容している。しかしその食糧供給能力という点からは全く無視しうるもので、香港に農業なしといっても過言ではないのである。

2. 香港の食糧需給

(1) 消費構造

香港の人々は豊かな食生活を営んでいる。その実態をこの節では、豊かさ、高度化、そして低廉さという三つの側面から述べよう。

第1に、香港の人々の食生活は豊かであるということであるが、政庁が1964年に2793戸を対象に行なった『生活費用調査』を基礎に肉類の消費量を推計すると、年間1人当たり23キログラム、1日当たり62グラムとなる。これは日本人の約2.5倍の消費量となる。1965年の日本人のそれは(注4)年間9キログラム、1人当たり25グラムにすぎないからである。

第2表は家計の食糧消費構成を示したものであるが、日本との比較で特徴的なことは、肉類、魚介類の比重が

第2表 家計の食料消費構成(%)

(1964年)		
	香 港	日 本
食 料 合 計 (エンゲル係数)	100.0 (48.3)	100.0 (35.8)
穀 類	18.6	21.9
うち 米	12.8	16.9
魚 介 類	12.8	9.2
肉 類	23.0	9.2
野 菜	9.1	7.4
果 物	3.9	5.6
乳 卵 類	6.4	8.9
外 食	17.2	7.8
そ の 他	9.0	30.0

(出所) 香港は香港工商業管理処統計科『生活費用調査』。日本は『42年度農業白書付属統計表』。

(注) (1) 香港の調査は2793世帯。日本の調査は総理府『家計調査』5万人以上の都市勤労者世帯。

(2) 政庁のいういわゆる「普通世帯」は月収500香港ドル(約3万日本円)以下の世帯をいう。

香港では非常に高く、逆に、穀類、米の構成比が低いことである。これは、でん粉質食糧よりも蛋白質食糧への傾斜が香港では高いことを示している。エンゲル係数はいまだ48.3%と日本と比較すれば高い水準にあるが、香港の人々の食生活は構造的に動物性食品摂取の程度が高いといつてよいであろう。消費支出に占める米への支出割合も、香港の「普通世帯」で1964年7.5~9.0%であるのに対し、日本の全都市全世帯平均では17%である。また外食費の割合の高さも「旨い」食事への性向を物語っているであろう。

第2に、食生活の高度化について述べよう。香港中国人の食生活では肉の消費量が非常に多いから、豊かな食生活であると第1で述べたが、伝統的に、民族的嗜好として肉食の傾向が強いのであって豊かさでもなんでもないうという反論が当然ありそうである。

そこで香港の人々の米穀消費の動向であるが、1人当たりの絶対消費量が、著しく減少してきている事実を指摘したい。政庁商工処発表の統計によると、1961年には1人年間当たり198斤であったものが、1964年には171斤、そして67年には155斤と、実にこの6年間に22%ちかく減少した。この米食低下の速度は日本よりも早いのである。

1966年の香港の1人当たり年間米消費量は93.8キログラムであるが、日本のそれは104.5キログラムである。香港の人々の米食率、でんぷん質食糧依存度は、絶対量からみても、その動向からみても、日本より高度化しているように思われる。

さらにこの食生活の高度化には、品質等級の問題がある。第3表は香港の等級別・米消費量の変遷を示すものであるが、1958年当時、1級米を食べていたものは、全体の28%にすぎなかった。そして3級米を食べる層が37%もあったが、1967年にはこの関係が逆転し、1級米を食べる層が実に46%となり、3級米を食べる者は実に全体の4分の1へと減少してしまっている。この10年間の香港経済の発展が、いかに香港の人々の食生活を高度化させたかという一つのいい事例であろう。

第3に、香港の食糧消費について指摘しうることは、その安さということである。もちろん物価の国際比較は単純になしうるものではないが、肉類についていえば、1964年香港での豚肉消費者価格は100グラム約35円である(注5)が、日本のそれは約60~70円である(注6)。中国人は非常に豚肉をたべ、日本人もいまや価格関係から相対的に豚肉をより多く食べることを余儀なくされているが、

第3表 香港の等級別・米消費量の変遷(%)

年次	合計	1級	2級	3級
1958年	100.0	28	35	37
59	100.0	25	45	30
60	100.0	20	54	26
61	100.0	23	46	31
62	100.0	40	26	34
63	100.0	45	34	21
64	100.0	48	35	17
65	100.0	49	25	26
66	100.0	47	23	30
67	100.0	46	28	26

(出所) Report on the Operation of the Rice Control Scheme in 1967 (Hong Kong Government Press).

(注) 1級が上級米, 3級が低級米。

この豚肉消費者価格は 香港ではだいたい日本の半分の水準とみてよいであろう。

また米価についてであるが 前述第3表で述べた第1級の米に相当する米の消費者価格と, 日本の内地米消費者価格を比較すると, 前者が10キログラム当たり1023円であるのに対し(注7), 日本のそれは1395円である(注8)。すなわち Thai Rice 100% whole 3rd Grade の10キログラムの1968年最低価格は 956 円, 最高価格は1080円で中央値をとれば1023円となる(算出は1香港ドル=61円とした)。日本の米価は, 1967年10月以降適用されている政府決定の消費者米価である。これによると, 香港の上質米価格は日本の73.5%の水準ということとなる。同様に Thai Rice 5% broken と日本の徳用上米を比較してみても, 前者が10キログラム当たり 880 円であるに対し, 後者は1180円で, やはり香港の消費者米価は, 日本の4分の3程度にすぎない。肉と米という代表的かつ比較可能度の高い二つの食品からみても香港の食糧価格は安いといえるであろう。

以上, 本節では香港の食糧消費の構造を述べたが, 香港の人々の食生活は, われわれの予想以上に, 豊かであり, 安く, しかも, 経済の高度成長のなかで高度化しつつあるといつてよいであろう。また一面, この食糧の低廉さがあるからこそ, 低廉な労働力の基礎となり, 香港経済の高成長を支えてきたといえるであろう。

(2) 供給構造

供給は国内生産と輸入によってまかなわれるが, 香港の場合国内供給はほとんど無視しうるものであることは, すでに第1節香港の農業において述べた, したがってここでは香港の食糧輸入について述べよう。

第4表は, 香港の輸入農産物の構成を示したものであ

第4表 輸入農産物の構成(%)

香 港	日 本
食用農産物合計	100.0
穀類(除く飼料)	20.1
{ うち 米	15.6
" 小麦	2.8
飼料	1.3
肉類	14.3
乳製品と卵	10.0
果実と野菜	8.0
コーヒー・ココア	20.1
その他	3.9
その他	22.3
食用農産物合計	100.0
米	7.0
小麦	15.0
飼料	19.6
肉類	3.4
乳製品	2.2
大豆	14.6
砂糖	6.6
バナナ・コーヒー	6.0
など	6.0
その他	25.6

(出所) 香港・日本とも『通関統計』による, 日本は『昭和42年度農業白書』, 82ページ。香港は Annual Supplement Hong Kong Trade Statistics より作成。

(注) 日本は1966年, 香港は1968年の数値。

る。参考までに日本のそれを対比させた。

特徴的なことは, 香港の米の自給率は5%にすぎないことを反映して, 穀類の輸入額が全体の2割に及んでいることである。次に飼料の輸入が非常に少なく, 逆に生畜の輸入が14.3%と非常に多いことである。この点日本農業との差異は大きい。日本の場合, 生畜輸入はほとんどなく, 飼料を輸入しそれで家畜を国内飼育するという, いわば加工の形態をとっているが, 香港は生畜の直輸入である。そして畜産物の輸入を飼料, 生畜, 肉類, 乳製品および卵の合計として考えてみると全体の約3分の1に当たる33.6%にも及ぶ。日本のそれは, 4分の1に当たる25.2%である。

また, 果実と野菜の輸入も全体の2割を占めている点は注目値する。野菜の輸入などは日本では考えられない状態であつて, けっきょく, 生鮮食料品というきわめて腐敗しやすく, 外国から輸入するとは常識的には考えられないなまものを香港は輸入しているわけである。生畜, 肉類, 果実と野菜の合計は44.4%であり, これに卵を加えるなら, じつに香港の食糧輸入はその半分が, 新鮮さを要求されるなまものなのである。

第4表によって食糧輸入の構成をみたが, 第5表では, 香港の総食料輸入額とその全体に占めるウエイトの変化を動態的にみた。1953年当時総輸入に占める食料輸入の割合は, 全体の約3分の1, 34.6%であったが, 1968年にはそれが22.1%までに低下している。53年から59年までの6年間に34.6%から28.5%へと約6%, また62年から68年までの6年間も約6%と, 香港経済の発展にともなう輸入総額に占める消費財としての食糧輸入負担は着

実にその比重を低下させてきている。60年から62年は、中国大陸の大災害と経済的困難期に当たり、この間、香港には、年々10万人を越える難民の流入があり、この圧力が食糧輸入を著しく増大させた事実がある。

第5表 香港の輸入総額に占める食料の割合

	輸入総額 (A) (100万ドル)	食料輸入額 (B) (100万ドル)	B/A (%)
1953年	3,899	1,347	34.6
59	4,949	1,406	28.5
62	6,657	1,854	27.8
68	12,472	2,774	22.1

(出所) (1) 1953, 1959年は各年 Department of Commerce & Industry Hong Kong, *Hong Kong Trade Returns—Import* から作成。

(2) 1962, 1968年は Census and Statistics Department, *Hong Kong Trade Statistics—Import* から作成。

(注) (1) 食料にタバコ、魚介類を含めている。

(2) ドルは香港ドル。

ともあれ、香港の総輸入額に占める食糧輸入の割合はほぼ5分の1にまで低下している。これは日本の数値とほぼ同じものである。今香港で入手しえた資料によると1966年の日本の総輸入額に占める食糧農産物輸入の割合は18.6%である。食糧の自給率80%以上の日本と、自給率8%にしかすぎぬ香港の、総輸入に占める食糧費負担割合がほぼ同水準であるということは非常に興味深い事実である。

このような一見奇異な数値が示されるのは、貿易の規模に関係がある。香港の総人口は日本の約25分の1にすぎないにもかかわらず、貿易の規模はほぼ日本の5分の1である。かりに人口1人当たりの貿易額という指標で示すなら、香港は日本の約5倍の貿易を行なっている。なお念のため付言すれば、香港の貿易は、もはや単なる

仲介貿易ではない。香港産品の輸出は1947年には総輸出のわずか10%にすぎなかったが、50年代前半には30%をこえ、59年には68%と急速に拡大、最近では80%ちかくに達している(註9)。

すなわち、香港は貿易規模の拡大とともに総輸入額に占める食糧輸入の負担を相対的に低めてきている。それはあたかも家計における総消費支出に対する食料消費支出の割合をわれわれはエンゲル係数と呼び、その低下傾向を当然とすることになぞらえて説明しうる性格の問題である。

香港は食糧自給率はきわめて低いにもかかわらず、貿易規模が相対的にきわめて大きいため、総輸入額に対する食糧輸入負担は相対的に低いのである。このことは経済の順調な発展とそれにとまなう貿易の拡大があるならば、海外に多くの食糧供給を依存していても、国民経済は、消費財としての食糧輸入負担を相対的に軽減させていくことを意味し、安全保障とか戦時経済の不安という観点を無視しうるならば、経済的には、食糧を海外に依拠するからとてその国民経済が、食糧問題に悩むことは相対的に減少していくであろうことを意味する。

次にわれわれは、香港の食糧輸入先について考察しよう。第6表は香港への米の供給先とその比重の変遷を示したものである。香港は米の大部分をタイと中国から輸入している。過去10年間でみてタイからの輸入は全体のなかで少ない年でも4割、多い年で6割を輸入している。中国からは少ない年で17%、多い年で約32%を輸入している。結果として毎年、この両国からの輸入だけで7～8割の高比重となっている。

香港はタイと中国を主要輸入先として価格動向、政治動向を勘案しながら、両国への輸入比率を変えており、最近中国からの比重が高まっているとも、タイの比重が

第6表 香港の相手国別米輸入割合の変遷 (%)

	輸入総量 (1000t)	タ	イ	中	国	南ベトナム	カンボジア	アメリカ	そ の 他	合 計
1959年	336.5	47.9	17.0	13.4	11.6	—	10.1	100.0		
60	356.3	48.3	19.8	15.3	14.6	—	2.0	100.0		
61	347.6	53.3	23.8	5.3	12.4	—	5.2	100.0		
62	356.5	60.2	23.1	2.9	6.0	—	7.8	100.0		
63	377.3	49.0	24.5	13.5	7.7	—	5.3	100.0		
64	348.7	56.1	23.9	2.0	14.0	—	4.0	100.0		
65	345.0	57.7	25.6	—	15.4	—	1.3	100.0		
66	335.9	62.1	29.5	—	4.5	—	3.9	100.0		
67	396.6	55.3	20.7	—	9.0	11.4	3.6	100.0		
68	306.9	39.2	31.7	—	7.4	14.6	7.1	100.0		

(出所) (1) “Report on the Operation of the Rice Control Scheme in 1967”

(2) 1968年の数値は *Hong Kong Commerce and Industry Department Monthly Statistical Report June (1969)* より作成。

高まっているとも傾向として論断はできないが、1968年の実績からみれば、中国が3割のシェアを占める一方、タイは、香港の米輸入市場で、過去10年間、それを下ったことのなかった4割の水準を割り、ついに39.2%となっている。

その他注目すべき点は、おのおの約1割程度のシェアを持っていた南ベトナムとカンボジアのうち、前者は戦争のためについに香港への輸出能力を失い、これに代わってアメリカが1割台の輸出国として香港のこめ市場に登場していることである。そして1968年にはアメリカのシェアは約15%にまで増大している。食糧問題を離れても、アメリカの香港進出はめざましく、石油市場のシェアなどもベトナム戦争開始前と現在とでは英国勢力を大きく凌駕している。すなわち、4割を占めていた英資石油企業のシェアは25%に転落し、いまや米資が香港石油市場の75%を占有するにいたっている^(注10)。

米・穀類といった運搬能性の高く、腐敗性の少ない食糧はともかくとして、その他の食料の輸入は主としてどこから来ているのであろうか。この観点から作られたのが、第7表である。

第7表 香港の食料輸入額に占める中国の地位(%)

	1961年	1967年	1968年
食料合計	25.0	44.6	44.6
畜産物計	33.0	69.4	40.4
うち生畜類	33.3	84.9	84.5
"肉類	41.3	59.3	65.5
"酪農品と卵	27.0	51.0	51.0
魚介類	44.5	63.6	59.7
穀類	24.7	21.4	27.6
果実と野菜	31.7	49.9	51.4
動植物油脂	13.8	48.0	50.7

(出所) (1) Census and Statistics Department, *Annual Supplement to Hong Kong Trade Statistics 1968*. より作成。

(2) Commerce & Industry Department Hong Kong, *Trade Statistics—Import—1961*.

(注) (1) 食料合計に飼料は含み、タバコは含んでいない。

(2) 「動植物油脂」は食用で、「畜産物」にも「果実と野菜」にも含まぬもの。

生鮮食料品のなかでも野菜といった極度に腐敗性の高いものの海外からの輸入は、現在の技術水準ではきわめてまれなわけであるが、香港の新界地区は、中国大陆と陸地続きであり、大陸の一部であるため、当然中国からの輸入が大きな割合を占めることとなっている。

すなわちとくに著しいのは生畜であり、この2年間は

85%を中国から輸入している。また肉類、魚介類、酪農品と卵、果実と野菜といった生鮮食料品のほとんどが、50%以上を中国から買っている。というより香港は食糧供給の大半を中国に依存しているといっても過言ではないであろう。注目しなければならないことは、でん粉質食料と異なり食生活の高度化につながるこれらの食料を中国に大きく依存しているということであり、その比重を低下させている米すらも、3割を香港は中国に依存しているという事実である。

以上本節で述べたことは、食糧供給を大部分を国外に依存している香港の食糧輸入について特徴的なことは、畜産物の輸入割合の高さはともかく、野菜までもを含む生鮮食料品の多くを国外に依拠しているという事実であろう。しかし食糧供給を国外に依存はしているものの、香港経済とその貿易のめざましい発展は、食糧輸入負担を全輸入のなかで相対的に低め、食糧問題を潜在化させてきているということである。また香港への食糧供給は生鮮食料品を中心に中国によって掌握されているということである。

(注1) 外務省経済局編『香港』。

(注2) 農林省統計調査部編『ポケット農林水産統計』(1968年)。

(注3) 香港工商業管理処統計科為・生活費用検討委員会編『生活費用調査』(1965年)。

(注4) 農林省統計調査部編『ポケット農林水産統計』。

(注5) 香港工商業管理処統計科為・生活費用検討委員会編『生活費用調査』, 1965年4月。

(注6) 農林省統計調査部編『ポケット農林水産統計』。

(注7) 『1967年度実施食米管制計画之報告書…並付…工商処長於立法局致辭全文』。

(注8) 農林大臣官房調査課監修『昭和42年度農業白書』および「付属統計」。

(注9) 外務省経済局編『香港』。

(注10) 向紅「美資石油公司在港擴張勢力的動向」(『経済導報』, No. 1110)。

II 香港の米穀管理とその機能

1. 制度の沿革とその概要

(1) 沿革

1939年以前には政府の米穀統制はなかった。香港への

米の輸入は22の貿易商社が行なっていたが、それらの商社にとって米は自己の行なう取引のわずかな部分にすぎなかった。

1941年の7月に政府の米の専売が開始された。政府は輸入業者の在庫を専売開始にあたって全部買い取った。この政府の米穀専売制度は、タイから政府が直接米を買い、それを二つの小売業者の協会に売り渡すというものであった。この二つの協会は、買い取った米を協会員である小売業者に分配し、小売業者がそれを市販した。しかしこの制度は短い期間だった。その年の12月に第2次大戦が始まり、翌月1月には日本軍が香港を占領した。

1945年の第2次大戦の終結から1951年までは、全輸入を政府が行ない、官設の小売店をととして販売された。完全統制である。

1951年から1954年までは“折衷”された制度で運用された。すなわち一部は自由販売され一部は配給され、価格も統制されるという2本立ての制度であった。自由米のほうは、高級米に限り、業者が米生産国から商業ベースで輸入し、自由価格で米小売店に売り渡した。一方、安い米の需要に対応するため、政府はタイから3種の低廉米(碎米、15%および5%の碎米混入米)の大部分を輸入した。この場合も大部分であって全部ではなかった。また業務の全過程を政府が担当したわけではなく、政府指定の米穀商に配給という形式で渡され、そのおのおの指定商は売上高に応ずる手数料を政府から支払われた。月のうち上旬、中旬、下旬ごとの各10日間の配給期間が定められ、その10日間は一定の等級の米のみが売られた。しかし政庁当局の努力にもかかわらず、市民の大部分は、米穀配給通帳取得のための登録をしようとはせず、1953年の全住民への登録拡大の努力も失敗した。

戦後、国際米価は急上昇し、政府の配給する米価も当然これに応じて上昇していた。しかし、皮肉にも登録制度確立の試みに失敗した1953年秋に、タイに戦後初めての大豊作があり、米価の急速な下落があった。一方には生活水準の向上があり、消費者は米の選択をほしいままにした。政府指定の米穀商の業務は急速に減退した。配給登録制度の失敗は決定づけられた。

1954年7月政府は配給制度を廃止し、この年の年末までに競売で政府在庫米を処分し、割当量保持者達が行なうであろうところの米穀の直接取引制度を準備した。すなわち政府は従来の配給制度に代わる制度を準備した。新しい制度の意図は、緊急時に備えて貯蔵を確保し、供給変動に対応し、同時に価格変動を緩和しようとするも

のであるとされている。

この現行の米穀管理制度は1955年1月1日から実施された。当初政府は29の商社に、米穀の輸入および貯蔵の業務を認め、1957年にさらに9社を追認した。これらの商社は戦後の米穀取引で高い実績をもつか、米生産国と深いつながりがあるか、または国内市場での急激な需要増大に対応するに足る規定米穀量を貯蔵できる資金上の資格があるか否かによって決定された。

したがって現在、香港の米穀売買は、厳格な政庁商工処の監督を受ける38のQuota holderと、政庁の行政指導を受けるにすぎない35の卸売業者と、その実数の掌握できない2400ないし3000といわれる小売業者によって行なわれている。なお35の卸売業者と呼ばれるもののなかには、小売業者の組織する三つの団体組織が含まれている。

以上のように、香港の米穀管理制度も、大戦前後の供給の逼迫した時期には強化され、需給の緩和とともに自由化の傾向を強めている。そしていま、香港の左派勢力は現行の制度をも解消するよう要求している^(註1)。ともあれ以下現行制度について概観しよう。

(2) 制度の概要

この制度は、香港の法律第50章、輸出入管理令(管理品目に関する規定)第5条に基づく、商工業管理処(通産省)の“Rice control scheme quota conditions”にその根拠を持っている。中国語では「食米管制計画」と表現されている。

毎4半期の米穀基本輸入量を8万8000トンとし、これを110単位に分ける。すなわち1単位は800トンが基本となる。基本となるというのは、ときにより商工処長はこの8万8000トンという基本輸入量を加減できるからである。しかしいずれにしても、その決定された輸入数量を110単位で割って、1単位当たりの割当輸入量が決定されるわけである。したがって単位当たりの輸入量は、800トンを若干上回る場合も下回る場合もある。

割当量保持者は、その割当量の半分、すなわち通常、単位当たり400トンの貯蔵を義務づけられる。したがって、通常8万8000トンの半分4万4000トンの米穀貯蔵が、制度的に香港に確保されている。香港全体の1日当たり米消費量は約1000トンであるから、常時44日分、すなわち約1カ月半の食糧が香港では法的に確保されている。さらにこの外、ランニング・ストックとして2万5000~3万トンの在庫があるため、合わせて6万9000~7万4000トンとなり、2カ月から2カ月半の通常在庫がある

こととなる。

この110単位は、前述の38の輸入業者に分配されているが、商工処長はこの110単位のうち22単位について輸入先を限定している。すなわち7単位をタイからとし一つの業者にこの7単位が与えられている。他の15単位については中国からの輸入と限定し、5・5・2・2・1単位づつを保持する五つの業者を指定している。すなわち全体110単位のうち2割に相当する22単位は政庁の権限で、タイと中国を固定購入先としており、その比率を7対15と中国に手厚くしている点は興味深い。ただし中国の15単位は5業者によって輸入されるのに対し、タイからの固定輸入は1業者によって行なわれている。

さて残り88単位について、政庁は輸入先をとくに指定していない。残り32業者の自由な活動に任せているが、おもな輸入先は、やはり、タイ、カンボジア、中国、アメリカ、オーストラリアなどである。88単位の32業者への分配の状態は、7単位の業者1、5単位3、4単位が5、3単位が7、2単位が9、1単位が7の各業者となっている。したがって全体の約3分の1の業者に相当する4単位以上保持の12業者が香港の米穀輸入全体量の約半分を取り扱っていることとなる。ちなみに4単位の取扱業者というのは、毎4半期3200トン、年間1万2800トンの米穀を取り扱う業者のことである。

この割当量保持者は、割当量を他に移譲してはならない(条例第1条)、各4半期ごとに割当量の全量を輸入しなければならない(第4条)。すなわち各割当期の第1の月の月末迄に13分の4、第2の月の月末迄に13分の8、そして第3の月の月末までに全割当量を輸入せねばならず、また卸売市場に定期的に輸入米を出荷することを義務づけられている。さらに売却された米穀は15日以内に、現物を卸売り業者に受け渡さなければならない、卸売り業者は1カ月以内に代金を支払わなければならない(第6条)こととなっている。

また輸入業者は会計上の帳簿、会社組織上の変更、および倉庫における米穀保管量およびその保管状態などについて、随時政庁の検査監督を受けることとなっている。

反面、米穀の輸入量は割当量の、それ以上であっても、それ以下であってもならないわけであるから、一定の販売価格水準が輸入業者に保障されている。すなわち政庁の決定する輸入量が需要に対し相対的に少ない場合には、米価は強含みに推移して、輸入業者に有利になるであろうし、逆に多い場合には在庫を増し米価は弱含みに推移するであろう。しかしいづれにしてもそれは一定の

幅の間に限定されているわけである。

さらに輸入業者は、その取り扱い米穀の半分について貯蔵の義務を負わされているため、相当の資金をすえおくことを余儀なくされている。そのため政庁は、通常8%の市場金利を、貯蔵米穀に対しては7.5%で融資するよう行政指導している。政府の経済活動に対する介入は原則として少ないほうがよいとされている香港において、このような金融上の行政指導はきわめてまれなことである。

香港の米穀輸入は、量についてはこのように統制下にあるため、需給上一定の独占権をもっているこの38の業者は、この枠のなかで競争を行なうこととなる。すなわちいかに安い米を海外から調達できるかが、これら業者の利潤に決定的な要因となってくる。また、輸入米の品質銘柄については、政庁はいっさい関与せぬこととなっており、小売、卸売、輸入業者間の香港内での市場機能によって、品質銘柄が需給に反映することとなっている。

香港は自由港である。政府の経済活動に対する介入は最低限度が望ましいという伝統的政策態度がある(注2)。米穀という「主食」「必需品」についても、政庁の介入は最少限度でありたいというのが政庁の表面上の態度である。官庁機構のなかではスムーズに展開しない、米穀の品質銘柄についての需要動向の把握、国際米価動向への迅速な対応を、この制度のなかで期待しているのは事実である。したがって香港の米穀管理は、価格、品質には直接介入せず、商業ベースにゆだね、量を統制することによって価格と供給の安定・確保を図る間接統制方式といつてよいであろう。

しかし、香港左派勢力のこの米穀管理制度に対する批判は次のようなものである。38業者と政庁合作による米穀輸入の寡占は長期にわたり、香港中国同胞の購入する米価を高い水準に固定し、かれらに寡占による超過利潤を少数の輸入業者に与えてきているとの非難である。ある論文によると(注3)、米穀管理の存在している香港は、それのないマカオに比して2割高の消費者米価となっているという。そしてこの論文は、政庁の行政指導という名の圧力によって、業者は中国米の自由な輸入ができず、長期にわたり中国米のシェアは25~30%に抑えられていると主張している。

政庁はタイと中国からの米穀輸入に一定のバランスをとりつつ香港の米穀管理制度を運営しているが、左派勢力の統制撤廃要求は、自由港を香港はたて前としている手前手ごわいものであろうが、一面タイ米価格チェック

にこの中国の売込みは有用なものとなっているであろう。

なお、政庁工商業管理処（通産省相当）の定めている「米穀管理計画に関する割当条例」を本論末尾に参考までに収録した。

2. 安定供給をめぐる若干の分析

香港の米穀管理制度の概要は前節に述べたとおりであるが、このような制度のもとで、実際には、香港の米穀は安定的に供給され、貯蔵されてきたのであろうか、また米価は安定的に推移してきたといえるのであろうか。

初めに貯蔵についてみてみよう。制度的には最低限度、常時4万4000トン、すなわち約1.5カ月分の米穀が香港には貯蔵されていなければならないが、第9表はその在庫の最近の動向を示したものである。

第9表 香港の米穀在庫の動き

(単位: トン)

	1966年	1967年	1968年	1969年
1月	—	57,928	103,962	74,175
2	—	81,614	101,970	83,343
3	—	98,467	100,772	87,808
4	—	110,444	105,805	84,021
5	—	82,767	104,166	80,774
6	—	82,529	110,229	—
7	—	89,592	111,650	—
8	—	90,724	101,819	—
9	—	98,106	95,708	—
10	—	101,585	87,797	—
11	64,226	91,326	79,453	—
12	47,415	96,958	79,018	—

(出所) Hong Kong Commerce and Industry Department Monthly Statistical Report より。

(注) (1) 法定ストック量は4万4000トン、ランニング・ストックは2万5000～3万トン、したがって通常在庫量は7万トン前後。

(2) 1966年10月以前は連続する統計はない。

第9表で明かなように、1966年12月には過去になかった4万トン台、すなわち4万7415トンという限度ぎりぎりまで在庫が減少している。これは東南アジア一般の米の減産を背景に、とくに香港の伝統的輸入先タイの輸出減少によるものであった。タイは1966年11月には米穀輸出禁止令を出したため、香港の受けた影響は大きなものだった。しかしこの禁止令は翌67年1月末には解除された。

第9表には示されていないが、この1966年12月の米穀在庫の異常減少の事例以外では、1965年の6万2000トンが最低であったという政庁資料がある(注4)。いずれにしても法定保持量を下回ったことは過去にない、この1966

年11月～67年1月を除けば、つねに貯蔵は7万トンの通常在庫を上回って推移してきている。すなわち法定最低限度4万4000トンと、ランニング・ストックとしての2万5000トン前後は常時確保されてきている。

一方過大な在庫は保管経費の増大から妥当なものとはいえないが、1968年1月～8月にみられる10万トン台の在庫は、香港消費の3カ月半にも相当する米穀の貯蔵であった。これは前年の香港暴動とそれにとまって起こった米価騰貴対策に起因するものであり、やはり異常な数値といえるものであろう。これも1968年秋以降は正常化し69年にはいつてからは、通常の水準で推移している。

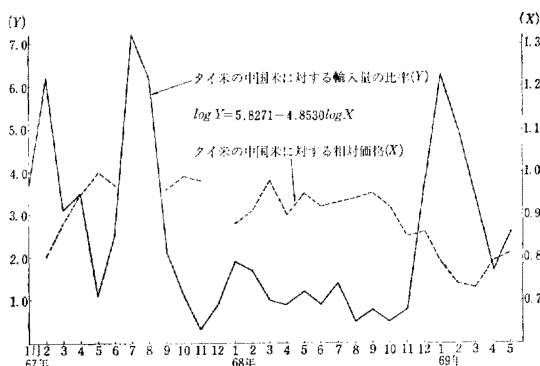
このように、本制度下の米穀貯蔵は、意図している水準を確保してきているし、また、自給度は極度に低く、390万人もの者が密集して住む香港の人心動揺を招かぬに足る一応の機能を果たしてきているといつてよいであろう。

第2に、この制度は、安いときに安いところからより多く買うという弾力的運営を行なっているだろうか。「統制」ということと、この弾力的運営ということとはしよせんあい入れない2要素を持つものである。弾力的運用はなによりも、4半期ごとに輸入量を決定する商工処長(通産大臣)の英明な判断に負うところが大きい。また制度は輸入110単位のうち2割に相当する22単位につき、輸入先を中国とタイに15対7の比で固定している。この部分についてはいずれの国が安かろうと代替性はないわけである。しかし残り88単位については、安い国から買えばよいわけである。ここに輸入業者の商手腕に依拠する側面がでてくる。ちなみに88単位とは4半期ごと7万4000トンの米穀輸入を意味する。

香港の米穀輸入は主としてタイと中国から行なわれ、両者で全体の7～8割を占めるのであるから、代替性についてはこの両国間の関係を調べれば十分であろう。すなわちこの制度下で、香港はタイ米が安ければ、より多くをタイから輸入し、中国米が安ければ、より多くを中国から輸入してきているのであろうか。

第1図はこの代替性の有無を明らかにする目的で作られたものである。実線Yはタイ米の中国米に対する輸入量の比率、点線Xはタイ米の中国米に対する相対価格を示している。タイ米は消費市場で最も一般的な whole 3rd grade、中国は統計の連続性から See Mew という銘柄をとっている。価格動向の代表性については問題なく、両者ともCIF価格である。輸入量については、両者

第1図 タイ米・中国米の輸入量比(Y)と
相対価格(X)の推移



(出所) Hong Kong Commerce and Industry
Department Monthly Statistical Report より
作成。

- (注) (1) 価格は、タイ米については whole 3rd
grade, 中国米については See Mew のCIF価格。
(2) 価格は1カ月のタイム・ラグがあり、右に1
カ月移行させた。
(3) 1967年7～9月は暴動のため価格統計が発表
されなかった。また11月もボンド切下げ混乱の
ため発表されなかった。

ともあらゆる銘柄を含めた総輸入量の比率である。また
価格推移と香港への荷揚げには1カ月のタイム・ラグが
みられ、相対価格を示す点線Xは右方向に1カ月移行さ
せてある。

このグラフにおけるY線とX線は相反する動向を示す
ときに、タイ米と中国米の香港市場での代替性の大き
さを示すであろう。すなわちタイ米が中国米に対して相
対的に高いとき、X線は上昇し、逆にタイ米の輸入は中
国米に対し相対的に減少するためY線は下降するであ
ろう。X線が下降するときにY線が上昇するなら、タイ
米の相対輸入量の増大を意味し、代替性の高いことが示
されるであろう。

第1図からわれわれは一応、逆相関ありと判断しよう。
一方の国の輸出米価格の上昇は、他方の国からの輸入
を減少させていると一応判断しよう。この判断に基づい
て計測したのが下記の関数式である。指数の相関式とし

$$\log Y = 5.8271 - 4.8530 \log X$$

(0.0380) (0.0420) $R=0.56$

のは、Xに係るパラメーターが相対価格変化に対する相
対輸入量の代替弾性値を示すからである。この代替弾
性値はマイナス4.8530を示している。

すなわち、タイ米の中国米に対する相対価格が、1%

低下したならば、タイ米の中国米に対する相対輸入量
は約4.9%増加するであろうという関係を示している。
逆にタイ米の中国米に対する相対価格が1%上昇する
なら、タイ米の中国米に対する相対輸入量は約4.9%減
少するのである。しかしこの関数式の相関係数は0.56
である。信頼度は6割程度にしかすぎない。関数式に付
したかっこの数値は各変数および常数項にかかわる推
定標準偏差である。

上記のような関数式の設定には次のような無理がある
であろう。まずクォーター110単位のなかには固定的22
単位があり、この部分のタイ米と中国米には代替性は
ないのであるが、これを含めた110単位総輸入量で計
測を行っていること、つぎに年4回の輸入総量の決定
とそれに基づく単位当たり輸入量の決定のあること、
さらにそれに基づく業者別月別輸入量の決定といった
制度上の制約が、輸入業者の自由で弾力的な商活動
をそもそも制限しているからである。

この管理制度は自由で弾力的商活動を制限しながら
も、なおかつ他方では、このなかには価格機能を生
かし商人の自由な市場活動に依拠しようと期待してい
るのであるから、相関係数が0.56程度であるのはむ
しろ当然であろう。管理制度そのものが、二律背反
の要望を包摂して成立しているからである。

したがって、ここに計測された代替弾性値は信頼
度の高いものではないが、一応の目安とはなるであ
ろう。そして香港の米穀輸入は間接統制のなかで、
可能限度の弾力性を一応保持しているといえるであ
ろう。

われわれは、貯蔵量の問題、輸入の弾力的運用の
問題を扱ってきたが、第3として、価格の安定度の
問題を検討しよう。

香港の米穀管理制度は、量を規制する間接統制
であって、価格に安定帯を設けたり、上限価格を、
行政介入の指標として設けたりするものではないか
ら、価格は、海外要因、国内の輸入管理のあり方な
どによって変動する。しかし、いわばほぼ全量を海
外から輸入している香港の米価は、季節変動とい
う価格変動をほとんど示さない。安いときに買う、
安い国から買うという方針であるから、いわばここ
には“消費者は王様”であるという有利性がある
のであろう。

第10表は、過去7カ年における各年の米価の最
高値と最低値を示したものである。米穀の銘柄は
最も一般的な Thai Rice 100% whole 3rd Grade
である。統計値の連続性から1965年5月から1969
年6月までの毎月月末価格

第10表 香港における米価の変動幅（1ピクル当たり）

（単位：香港ドル）

年次			1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
小売価格	最高値	A	65.00	85.00	107.08	107.08	97.08
	最低値	B	60.00	60.00	87.50	95.00	95.83
	開差	A—B	5.00	25.00	19.58	12.08	1.25
	開差率	A/B—1 (%)	8.2	41.8	22.5	12.9	1.4
輸入価格	最高値	A	56.61	71.61	89.99	92.27	79.91
	最低値	B	45.72	50.80	65.56	67.33	73.29
	開差	A—B	10.89	20.81	24.43	24.94	6.62
	開差率	A/B—1 (%)	23.8	40.9	37.2	37.2	8.2

（出所） Hong Kong Commerce and Industry Department Monthly Statistical Report より作成。

（注）（1）連続する統計として1965年5月から1969年6月を対象としている。

（2）米穀銘柄は Thai Rice 100% whole 3rd Grade。

（3）輸入価格は Bangkok—Hong Kong CIF 価格。

（4）1ピクルは 60.52kg。

（5）各月末価格の最高値、最低値。

の最高値、最低値を比較したものである。

この表は、輸入価格の変動率が小売価格の変動率よりも大きいことを示している。また同一年内で、最高の月は、最低の月の米価の4割高にも及ぶことのあることを示している。しかし業者に取扱量の半数は貯蔵することを義務づけるこの制度は、その大量の貯蔵のゆえに、輸入価格の大きな変動を小さな変動に変えて小売価格を実現しているといえるのであろう。

また第11表は、CIF 価格、卸売価格、小売価格の推移を示したものであるが、同時に CIF 価格から卸売段階までの開差と小売業者の小売価格までの開差がわかるようになっている。すなわち両方の開差値の和を CIF 価格に加えれば、これが小売価格になるわけである。

第11表 香港の輸入・卸・小売別米価

（1ピクル当たり）（単位：香港ドル）

	① 香港CIF 価	② 卸売価 格	③ 小売価 格	④—① △	⑤—② △
1963年	58.15	55.39	70.00	11.85	14.61
64	51.87	52.13	68.75	16.88	16.62
65	50.50	55.74	72.08	21.58	16.34
66	59.56	64.88	74.29	14.73	9.41
67	79.56	84.07	99.83	19.27	15.76
68	84.60	92.17	106.80	22.20	14.63

（出所） Report on the Operation of the Rice Control Scheme in 1967.

（注）（1）米穀銘柄は Thai White Rice 100% Whole, 3rd Grade。

（2）1968年は1～3月のみ、1963年価格の CIF は政府推計。

（3）各月の月末価格による。

この表は、香港の米価が年々上昇していることを示している。小売価格でいえば、1963年当時ピクル（約60.52キログラム）当たり70ドル（約4200円）であったものが、68年には約107ドルにもなっていることを示している。53%の上昇である。年平均10%余の上昇である。また CIF 価格の変動の大きいことは第10表で示したがそれを反映して、CIF 価格と卸売価格の開差の変動は、卸売価格と小売価格の開差の変動より大きいことを示している。そして小売業者の付加する中間経費およびかれらの利潤は、米価の年々の上昇にもかかわらず、ほぼ一定していることをも示している。

以上のように小売価格は CIF 価格に比して相対的に安定度も高く、そこには制度の寄与も伺えるわけであるが、1967年の香港暴動下における米価動向を示したものが第12表である。暴動は4月の町工場のストライキに端を発し、5月には、中国大陸の武闘の激化、劉少奇の『修養』批判という文化大革命の高揚ともあいまって、ついには暴動へと発展し、この騒ぎは秋まで続く。そのなかで香港の米価も影響を受けないわけにはいかなかった。

暴動の他にも1967年は香港の米価にとって多難な年であった。東南アジアの米不足は1967年を通して米価を上昇させ、1～12月間で、最も一般的なタイ米（whole 100% 3rd grade）で27%の上昇となっている。5月の暴動発生につづき、6月には、中国の“香港解放”などという流言も乱れとび、また続く7～8月には、香港への第2の米の大供給国中国の輸出も通常の4分の1へと減少し、タイもふたたび輸出を制限するなどの事情があった。

このようななかで5～6月の米価は異常な騰貴を示

第12表 1967年暴動下における香港米価の動向

(対前月上昇率: %)

銘柄・価格	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
① タイ新米 100 %	CIF 価格 + 2.17	+ 3.39	+ 4.11	+ 7.26	Δ 3.95	+ 3.15	+ 4.35	Δ 1.45
卸売価格	0	+ 0.80	+ 10.96	+ 4.69	+ 1.41	+ 0.85	+ 1.90	Δ 1.59
3 級 小売価格	+ 2.92	+ 0.45	+ 6.67	+ 7.50	+ 0.40	0	+ 1.66	0
② タイ新米 5 %	—	—	—	—	—	—	+ 3.74	—
卸売価格	0	Δ 0.50	+ 8.00	+ 7.50	+ 1.17	+ 0.85	+ 1.00	0
砕 米 小売価格	+ 2.08	+ 0.53	+ 2.50	+ 8.75	+ 0.35	0	0	0
③ 中国米 南支 Jien	CIF 価格 Δ 1.23	Δ 5.16	+ 3.89	—	—	—	—	—
卸売価格	Δ 2.10	Δ 3.50	+ 9.00	—	—	Δ 3.60	+ 2.00	Δ 4.10
小売価格	+ 0.03	+ 0.52	+ 5.00	+ 8.34	Δ 0.80	+ 0.84	+ 0.83	Δ 0.83
④ 中国米 See Mew	CIF 価格 Δ 2.78	Δ 1.22	+ 6.14	—	—	—	+ 1.93	Δ 0.41
卸売価格	Δ 2.30	Δ 2.90	+ 12.05	—	—	Δ 4.27	+ 4.02	Δ 3.97
小売価格	Δ 1.25	0	+ 7.91	+ 9.17	+ 2.93	+ 0.84	+ 1.66	0

(出所) Commerce and Industry Department Monthly Statistical Report より作成。

し、それは卸売、小売価格で著しいものであった。政庁はこれに対し大規模な米穀供給保障の広報活動を展開するとともに、従業員 200 名以上の工商業機構には卸売価格で米穀を供給するなどの対策を実施した。これには 86 機構が協力参加し、550 トンの米穀を売り、4 日以内に恐慌状態を治めている。

以上のように、香港の米穀管理は、貯蔵の面で常に 1 カ月半の米穀保管を保障し、タイと中国という 2 大供給国のバランスを考慮しつつ、安いほうにウエイトをかけて購入し、制度発足以来すでに 13 年余を経過している。この 13 年間はまた香港が貿易港から軽工業「国」への脱皮の時期にも相当している。しかしこの制度は価格には直接的に干渉せぬため、かなり大幅な価格変動を香港の消費者に余儀なくしていることも事実である。このことは当然ながら米価変動にともなう負担を消費者に負担させているのであって、それを財政が負担して今や危機を招いている日本の食糧管理機構とはおおいに違うのである。この点価格メカニズムが香港の管理制度にはまだ相対的に生かされているということであろうか。

(注 1) 萬木春「香港食米の供給と存在問題」(『経済導報』, No. 1106)。

(注 2) Background Information on the Hong Kong Rice Trade (Hong Kong Government Press, Feb. 1, 1967)。

(注 3) 萬木春論文

(注 4) “Background Information on the Hong Kong Rice Trade”

III 考 察

香港経済発展の基礎には豊富、低廉、良質な労働力が

あった。その労働力の再生産は、食糧の主要部分の供給地である中国大陆という一大ヒンターランドなしには考えられない。しかも香港の人々の食生活は、日本と比較しても、価格の安さにも裏打ちされて、豊かでありまた高度化しつつある。

農業を持たない国は世界に少ない。香港は珍しい一つのケースのように思われる。しかし農業を持たないことは香港の経済にとって幸いなことであったのかもしれない。農業・食糧問題とそれにとまなう財政上の困難に悩まされない国は少ないなかで、香港は基本的にはこの財政上の悩みを知らない。世界が手を焼いている農業問題を他国に預けているからである。いわば香港の農業問題の負担は中国が肩がわりしているようなものだからである。

“消費者は王様”であるという言葉があるが、買手市場にあるかぎり、むしろ農業を持たぬ強味が香港にはある。安いときに安いところから買うという経済合理性が追求できるならば、農業という流動性の乏しい莫大な資源を固定するやっかいな産業に悩む必要もない。しかも農業は天候に左右され、季節変動とか端境期のやりくりということがあがあるが、農業のない香港にとってこれらの悩みも無視しうるものである。

しかし食糧は人間の生存にとって 1 日もかかすことのできない必需品である。食糧供給の確保ということはその国の生命線にかかわる問題である。軍事上、政治上、一定の食糧自給を維持せぬならばその国の独立の基礎も危いという考え方もある。したがって自由港香港にも想像より厳しい米穀管理制度があり、一定量の米穀確保が図られている。また左派からは米穀管理制度廃止の要求もある。それは香港の生命線にかかわるものとなりうる

可能性を持つ。

食糧供給の大部分を国外に依存するということは、それが消費財であるだけに、必需品という政治上、軍事上の側面以外にも、経済的にみても問題があるとする観点がある。食糧輸入にさかななければならない外貨部分は、直接的には原材料輸入のように再輸出に結びつかないという考え方である。

しかし興味深いことは、香港の総輸入に占める食糧輸入額の割合は、けっして日本と比べて高くはないということである。貿易の規模が拡大すればするほど、食糧輸入にさかななければならない外貨の割合は低下する。食糧という需要の所得弾性値の低い商品は、経済発展とそれにとともに所得の増大とともに、国民経済においてもまた家計においてもその負担を相対的に軽減させていくようである。このことは香港経済の将来に暗い影を与えるものではない。むしろ農業を自国内に持たなくとも、それは大きな問題ではなくなるという主張にひとつの根拠を与えるものであろう。

けれども、香港の人々の食糧消費の高度化は、日に日に米への依存度を低下させ、蛋白質、脂肪、ビタミン食品への傾斜を深めている。いまや、米は大きな問題ではない。問題は新鮮な魚肉であり果実、野菜である。これら腐敗性の高い食品の供給地は、陸つづきの中国大陸に仰ぐのは当然である。このことは、香港の経済成長とそれにとともに人々の食生活の高度化が早ければ早いほど中国への依存度が深まることを意味する。香港はその生命線をますます中国に掌握されざるをえない側面を持っている。

しかし、香港への食糧供給は、その他の輸出品同様、中国にとって重要な外貨取得源である。香港が高い経済成長を持続し、香港の人々が、中国の人々に比して相対的に高い購買力を持続するかぎり、中国から香港への食糧供給は持続するであろう。中国の外貨獲得への誘因がそれを継続させるであろう。このことは、香港と中国の互惠性とそれにとともに、協調関係成立の一つの基礎であり、今後も持続しそうである。

IV む す び

香港はもともと広東省の一部である。土地の大部分が租借地であり、人口の95%以上が英語の話せぬ人々である。第2次大戦開始直前、香港の人口は160万であった。それが終戦時には60万となった。100万前後の人々が広東省に帰ったのである。遠く1925年のストライキのとき

にも、香港の港湾労働者たち約10万が広東に帰ってしまい、時の香港総督は広東政府と談判せねばならなかった(注1)。それはともあれ、現在香港の人口は約390万人である。大部分の子供の親たちはやはり広東省からの難民である。要するに香港と広東省とは一衣帯水の関係にある。香港は現在もお飲料水の一部を中国から買っている。土地も人も水も食糧も、もともと中国のものなのである。

香港の経済発展がこのように深く中国に依拠して行なわれてきたという事実は、あまりにも当然でありすぎるためか、忘れられがちである。香港の経済発展が、低廉・豊富な労働力に依拠して成功してきているとすれば、それはなによりも中国からの食糧供給によって再生産されている中国人労働者の手によってなされているというべきである。この成功は、けっして英国植民地支配の「賢明なる施策」と自由世界の資本・技術のみによってもたらされたものではない。

農業問題をめぐる財政負担に悩む諸国にとって、いわば農業のない「国」香港の食糧需給は、興味深いケースではあろうが、それはあまりにも特殊なものであり、参考とすべき点が多々あるとは思われない。同胞と呼びうる4000万人の広東省民と7億という中国大陸をヒンターランドとして持つ香港にしてはじめて、食糧の全面国外依存もできるのである。

(注1) ハロルド・アイザックス著・鹿島宗二郎訳『中国革命の悲劇』(至誠堂、1966年)。

なお最後に「米穀管理計画」割当条令(付録)と参考文献を記して終える。

〔参考文献〕

- 小椋広勝『香港』(岩波新書、1932年)。
- 外務省経済局編『香港』(国際問題研究所、1969年)。
- 外務省アジア局編『香港・マカオ』(国際問題研究所、1965年)。
- 林友蘭「香港人口と香港社会」(『香港時報——十九週年記念特別号』、1968年8月)。
- Hong Kong Report for the Year 1968* (Hong Kong Government Press)。
- Hong Kong Commerce and Industry Department, *Hong Kong Commerce and Industry Department Monthly Statistical Report for 1957—1968*。
- Annual Supplement to Hong Kong Trade Statistics—Country by Commodity 1968—*(Hong Kong

Government Press).

Director of Agriculture and Fisheries, *Annual Departmental Reports 1953/54 and 1967/68* (Hong Kong Government Press).

Background Information on the Hong Kong Rice Trade (Hong Kong Government Press, Feb. 1967).

「1967年度実施食米管制計画之報告書……並付……工商処長於立法局致辭全文」。

Report on the Operation of the Rice Control Scheme 26th June 1968 (Hong Kong Government Press).

香港工商業管理処統計科・為生活費用檢討委員會特別編製『生活費用調査』(1965年4月)。

農林大臣官房調査課監修『昭和42年度農業白書』および「付屬統計」。

農林省統計調査部編『ポケット農林水産統計』(1968年)。

農林省大臣官房『アジア諸国の農業事情』(1968年)。

萬木春「香港食米の供給と存在問題」(『經濟導報』, No. 1106)。

ハロルド・アイザックス著・鹿島宗二郎訳『中国革命の悲劇』(至誠堂, 1966年)。

向紅「美資石油公司在港擴張勢力的動向」(『經濟導報』, No. 1110)。

〔付〕工商業管理処「米穀管理計画」割当条例

この割当は、香港法律第50章輸出入管理令(管理品目)第5条の規定に基づいて行なわれる。

§1. 取得した米穀割当量を移譲してはならない。また登記されている会社組織に重大な変更のあるときは、その米穀輸入商の資格およびその割当量を取り消すことができる。軽微な変更は許可されるが、割当量保持者は事前に、工商業管理処長の認可を受けなければならない。割当量保持者は毎年おそくとも1月15日以前に1月1日現在時点の株主名簿を管理処に提出しなければならない。これら資料に関する秘密は嚴重に保持される。

§2. 割当量保持者は各1単位ごとに、常に白米400トンの備蓄量を持っていなければならない。この備蓄は、商工業管理処々長の認可する米穀倉庫に良好な状態で保管されていなければならない。

§3. 割当量保持者は、各1単位につき、その3割を下回らないか、あるいは処長が随時指定する量の米穀を、九竜側の認定倉庫に保管しなければならない。

§4. 各割当量保持者は、4半期ごとに管理処によって

定められる割当量の全量を輸入しなければならない。書面で商工業処々長の許可を得たのでなければ、市場に出荷する米穀輸入を遅延させることはできない。すなわち、各割当期の第1の月の月末までに13分の4、第2の月の月末までに13分の8、そして第3の月の月末までに全割当量を輸入しなければならない。

§5. 各割当量保持者は、各割当期間内に自己の割当量相当量の米穀を定期的に卸売市場に供給しなければならない。

§6. 割当量保持者によって売却された米穀は、15日以内に卸売業者に譲り渡されなければならない。そして売却してから1カ月以内に卸売業者は、その代金を支払わなければならない。

§7. 割当量保持者はすべからず、米穀の売買に関するすべての数量と金銭に関する適正な帳簿を保持しなければならない。これらの帳簿は随時、求めに応じて商工業処の査察に提出されなければならない。

§8. 割当量保持者はすべて香港法律第50章輸出入管理令(管理品目に関する規定)を遵守しなければならない。

(海外派遣員)

——在香港——